

平成10年第1回沼田町議会定例会会議録（1日目）

平成10年 3月 5日（木）午前10時08分開会

1 出席議員

|     |                |                |
|-----|----------------|----------------|
| 議 長 | 4番 吉 尾 政 春 議員  | 1番 谷 口 清 治 議員  |
|     | 2番 橋 場 守 議員    | 3番 大 沼 恒 雄 議員  |
|     | 5番 吉 田 俊 一 議員  | 6番 吉 田 好 宏 議員  |
|     | 7番 森 井 章 夫 議員  | 8番 横 山 峯 生 議員  |
|     | 9番 野 道 夫 議員    | 10番 久 保 寛 議員   |
|     | 11番 山 木 一 男 議員 | 12番 杉 本 邦 雄 議員 |
|     | 13番 室 田 俊 朗 議員 | 14番 中 村 進 議員   |
|     | 15番 山 田 英 次 議員 | 16番 伊 藤 初 議員   |

2 欠席議員

な し

3 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

|       |           |       |           |
|-------|-----------|-------|-----------|
| 町 長   | 篠 田 久 雄 君 | 監査委員  | 岩 寺 一 之 君 |
| 教育委員会 | 山 本 秀 雄 君 | 農業委員会 | 小 西 義 光 君 |
| 委 員 長 |           | 委 員 長 |           |

4 町長の委任を受けて出席した説明員

|       |           |                                |           |
|-------|-----------|--------------------------------|-----------|
| 助 役   | 西 田 篤 正 君 | 収 入 役                          | 篠 田 繁 彦 君 |
| 総務課長  | 市 橋 忠 晴 君 | 財政課長                           | 平 木 昭 良 君 |
| 産業課長  | 矢 野 潔 君   | 水道課長                           | 清 水 勝 之 君 |
| 民生課長  | 半 田 昭 雄 君 | 振興室長                           | 中 村 幸 雄 君 |
| 建設課長  | 藤 間 武 君   | 和風園園長                          | 三 上 洋 一 君 |
| 旭寿園園長 | 松 田 剛 君   | 生涯学習センター<br>文化センター<br>デパートセンター | 佐 藤 幸 一 君 |

5 教育委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

|       |           |     |           |
|-------|-----------|-----|-----------|
| 教 育 長 | 久 本 博 美 君 | 次 長 | 野 原 耕 次 君 |
|-------|-----------|-----|-----------|

6 農業委員会々長の委任を受けて出席した説明員

事務局長 (矢 野 潔) 君

7 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長 石 脇 敏 彦 君 書 記 富士原 智 君

8. 付議案件は次のとおり

| 議件番号   | 件 名                             |
|--------|---------------------------------|
|        | 会議録署名議員の指名                      |
|        | 会期の決定                           |
|        | 議長諸般報告                          |
|        | 総務文教常任委員会所管事務調査報告               |
|        | 産業民生常任委員会所管事務調査報告               |
|        | 建設常任委員会所管事務調査報告                 |
|        | 町長の一般行政執行方針並びに教育長の教育行政執行方針      |
| 議案第2号  | 沼田町過疎地域活性化計画の変更について             |
| 議案第3号  | 沼田町道路線の認定について                   |
| 議案第4号  | 沼田町陶芸館設置条例について                  |
| 議案第5号  | 沼田町観光情報プラザ設置条例について              |
| 議案第6号  | 保育園入所措置条例の一部を改正する条例について         |
| 議案第7号  | 沼田町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第8号  | 沼田町水道事業条例について                   |
| 議案第9号  | 町税条例の一部を改正する条例について              |
| 議案第10号 | 沼田町交通教育研修センター建設基金条例について         |
| 議案第11号 | 沼田町健康福祉総合センター建設基金条例について         |
| 議案第12号 | 平成9年度沼田町一般会計補正予算について            |
| 議案第13号 | 平成9年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算について     |
| 議案第14号 | 平成9年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算について   |

| 議件番号   | 件 名                                                                     |
|--------|-------------------------------------------------------------------------|
| 議案第15号 | 平成9年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算について                                              |
| 議案第16号 | 平成9年度沼田町老人保健特別会計補正予算について                                                |
| 議案第17号 | 平成9年度沼田町公共下水道特別会計補正予算について                                               |
| 議案第18号 | 平成9年度沼田町水道事業会計補正予算について                                                  |
| 議案第19号 | 平成10年度沼田町一般会計予算について                                                     |
| 議案第20号 | 平成10年度沼田町養護老人ホーム特別会計予算について                                              |
| 議案第21号 | 平成10年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計予算について                                            |
| 議案第22号 | 平成10年度沼田町国民健康保険特別会計予算について                                               |
| 議案第23号 | 平成10年度沼田町老人保健特別会計予算について                                                 |
| 議案第24号 | 平成10年度沼田町公共下水道特別会計予算について                                                |
| 議案第25号 | 平成10年度沼田町水道事業会計予算について                                                   |
| 議案第26号 | 公平委員の選任について                                                             |
|        | 予算審査特別委員会審査報告                                                           |
| 同意第1号  | 固定資産評価審査委員会委員の選任について                                                    |
| 議案第27号 | 特定公共賃貸住宅建設工事（建築主体）請負契約について                                              |
| 請願第1号  | 酪農・畜産振興施策に関する請願について                                                     |
| 請願第2号  | 新たな麦政策のあり方に関する請願について                                                    |
| 陳情第1号  | 年金制度の維持に関する陳情について                                                       |
| 意見案第1号 | 酪農・畜産振興施策に関する要望意見書（案）について                                               |
| 意見案第2号 | 新たな麦政策のあり方に関する要望意見書（案）について                                              |
| 意見案第3号 | 「森林・木材産業の振興」、「輸入木材の削減」並びに「旭川営林支局、幌加内営林署及び深川森林経営センターの存置」に関する要望意見書（案）について |
|        | 閉会中の継続審査の申し出について                                                        |
|        | 閉会中の所管事務調査の申し出について                                                      |
|        | 議員の派遣について                                                               |
|        |                                                                         |
|        |                                                                         |

午前10時08分 開会

---

○議長（吉尾政春議長） おはようございます。開会前にこのたび吉田俊一議員が町村議会議員として30年以上の功労により、全国町村議会議長会から表彰されましたのでここでその伝達式を行ないます。

○局長（石脇敏彦局長） 吉田議員、壇上へおいでください。

（吉田俊一議員登壇 議長より伝達を受ける）

---

（開 会 宣 言）

○議長（吉尾政春議長） これより本日をもって招集されました、平成10年第1回沼田町議会定例会を開会致します。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

（会議録署名議員の指名）

○議長（吉尾政春議長） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、9番野議員、10番久保議員を指名致します。

---

（会期の決定）

○議長（吉尾政春議長） 日程第2、会期の決定を議題と致します。会期につきましては、議会運営委員会で審議されておりますので、議会運営委員長から報告をお願いします。

（横山委員長 登壇）

○委員長（横山委員長） 平成10年第1回沼田町議会定例会の会期につきまして、議会運営委員会の審議結果を報告申し上げます。

去る3月2日、午後2時から全員と正副議長出席のもと開催し、事務局より定例会の提出議案等の概要について説明を受けるとともに、議長からの諮問事項4件を受けたところでございます。これによりますと、本定例会に提出される案件について諸般報告2件、委員長報告3件、一般質問8人23件、平成10年度予算7件、平成9年度補正予算7件、一般議案11件、追加予定のもの4件、また議長に提出されました請願書、陳情書、意見書等9件の内3件につきましては採択すべきものと取り扱うことで意見の一致をみたところであります。

以上、付議意見全般について審議しました結果、本定例会の会期としては本日5日木曜日から13日金曜日までの9日間とすることで意見の一致をみております。

以上、申し上げ議会運営委員会の報告と致します。

○議長（吉尾政春議長） お諮り致します。本定例会の会期は委員長報告の通り、本日から13日までの9日間に致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から13日までの9日間に決しました。

---

（議長の諸般報告）

○議長（吉尾政春議長） 日程第3、議長の諸般報告については、前定例会以降の議会の動静、例月出納検査結果報告書を提出しましたので、ご覧願います。

---

○議長（吉尾政春議長） 日程第4、総務文教常任委員会所管事務調査報告を議題と致します。委員長の報告を求めます。

（久保委員長 登壇）

○委員長（久保委員長） ご報告申し上げます。お手元に文書でしたためてご配付させて頂いておりますので、ご覧頂きたいと思います。要点のみご報告させていただきます。（別紙 事務調査報告朗読）

○議長（吉尾政春議長） 委員長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これにて本報告は終了致しました。

---

○議長（吉尾政春議長） 日程第5、産業民生常任委員会所管事務調査報告を議題と致します。委員長の報告を求めます。

（山木委員長 登壇）

○委員長（山木委員長） それでは、産業民生常任委員会所管事務調査報告を行ないます。

（別紙 事務調査報告朗読）

○議長（吉尾政春議長） 委員長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これにて本報告は終了致しました。

○2番（橋場議員） ちょっと字句について、これ介護保険法案～～。

○議長（吉尾政春議長） ご指摘のように成立しましたので、これ案でないそうですので。あとで修正

〜。

○議長（吉尾政春議長） 本報告は終了致しました。

---

○議長（吉尾政春議長） 日程第6、建設常任委員会所管事務調査報告を議題といたします。委員長の報告を求めます。

（吉田好宏委員長 登壇）

○委員長（吉田好宏委員長） 建設常任委員会所管事務調査報告。朗読をもってご報告申し上げたいと思います。（別紙 事務調査報告朗読）

○議長（吉尾政春議長） 委員長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これにて本報告は終了致しました。

---

○議長（吉尾政春議長） 日程第7、町長の一般行政執行方針並びに教育長の教育行政執行方針を議題と致します。始めに町長。

（町長 登壇）

○町長（篠田久雄町長） 別冊 行政執行方針朗読。

○議長（吉尾政春議長） 次に教育長。

（教育長 登壇）

○教育長（久本博美教育長） 別冊 教育行政執行方針朗読。

（11時09分 森井議員 退室）

（11時16分 森井議員 入室）

○議長（吉尾政春議長） 以上で行政執行方針を終わります。

---

○議長（吉尾政春議長） 議案の審議についてお諮り致します。この際、日程第8、議案第19号、平成10年度沼田町一般会計予算についてから日程第14、議案第25号、平成10年度沼田町水道事業会計予算についてまで、一括して議題と致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって、日程第8、議案第19号、平成10年度沼田町一般会計予算について、日程第9、議案第20号、平成10年度沼田町養護老人ホーム特別会計予算について、日程第10、議案第21号、平成10年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計予算について、日程第11、

議案第22号、平成10年度沼田町国民健康保険特別会計予算について、日程第12、議案第23号、平成10年度沼田町老人保健特別会計予算について、日程第13、議案第24号、平成10年度沼田町公共下水道特別会計予算について、日程第14、議案第25号、平成10年度沼田町水道事業会計予算についてを一括して議題と致します。

お諮り致します。この際、議案の朗読を省略し、議員全員による予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって、議員全員による予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決しました。

お諮り致します。只今設置されました予算審査特別委員会の正副委員長につきましては、委員会条例第8条第2項の規定に関わらず議長から指名することに致したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって、正副委員長につきましては議長から指名することに決定を致しました。

それでは議長から指名致します。委員長に谷口清治君、副委員長には山木一男君を指名致します。

お諮り致します。只今指名致しましたとおり、決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって予算審査特別委員会の正副委員長は、只今指名しましたとおり決定を致しました。

ここで休憩を致します。直ちに全員協議会を開きたいと思いますので、よろしくお願いを致します。

尚、午後の開会は全員協議会の日程もありますけども、概ね1時30分過ぎには開会できるのではないかと思いますので、その旨〜の方よろしくお願い 致したいと思います。

11時21分

---

○議長（吉尾政春議長） 再開を致します。

14時13分

（岩寺監査委員 不在）

○議長（吉尾政春議長） 日程第15、一般質問を行ないます。始めに町長に対して通告順に順次発言を許します。

6番、吉田議員、農業問題イ、ロ、ハ一括して質問してください。

○6番（吉田好宏議員） 6番、吉田です。今回の定例会から議運でとにかく一般質問の通告につきましては具体的に書くようにと、こういうふうになりまして、私も出来るだけ具体的に書いてございます。そんな事でありくどくど申し上げなくてもご理解頂けると、こんなふうに感ずるわけでありましたが、しかし最近の農業情勢を考えますときに本当にいてもたってもおれない、そんな気持ちから若干質問をさせて頂きたいと思うのであります。まず、農水省は新農業基本法の制定、これは古いものは昭和61年に制定されておりまして、時代にそぐわないということから新しい農基法に変えていこうというようなことで、真剣に審議会をついて議論がされているわけでありまして。しかしながら財界、マスコミ、そして農業団体、非常に議論が多くてなかなか調整がつかない、そういう中で両論併記ということで中間報告がなされてございます。私は非常にこの、その内容、新聞、或いは雑誌いろんなもので見て「こんなことでいいのだろうか」、こんな気持ちでならないのでございます。農基法の目的は多産業と農業の所得の格差、これをなくすると、そして経営規模を拡大で自立農家を増やすという、これが目的であります。しかし現在、そのことが達成されていないということでありまして。いうならば所得の格差は一応形としてはまずまずだというけれども、これ2種兼業、いうならば農業以外の形で収入を得て何とかつじつまを併せているというのが実態であります。それ実質農家の育成等についても所謂適正希望にはなっていない、そういう現状のなかでございまして。せいきょう総合研究所の大島しげおさんという方が、こういうふうに関心を持って中間報告の状態をみてお話をなされております。「現実の農政も、中間報告の方向性も自給率の向上という目標は掲げていない」、その次に「価格の低落で再生産が不可能になるが、価格支持政策はなしにしてほしい」、次に「中山間部の耕作放棄は対策なし」、次に「財界の圧力で輸入米増やすという信じていた政策の方向に向かっていますよ」、こういうふうに関心を持って申しているわけでありまして。そのまず理由を私見しました、単純な理由であります。食糧対策を根本的に行えば、財政〜〜が大変だからそれは出来ない、こういう言い方。それともう一つ、中国が穀物生産、目標の5億トン達成した、ここ数年はまず安心である、食糧危機は1、2年は緊急ではないな、こういう簡単な見方でございまして。この軽率な見方は断じて私は許すことは出来ない。財界、マスコミはこういう言い方しかないんです。今の新農基法の中で各、全道各地で消費地のなかで公聴会を開く、その中で何とか声を反映してほしい、こういう切なる願いが各地で起きております。しかし、完全としてこういう反発、圧力に負けているということでありまして。経済大国日本の飽食は世界中から食糧、金に任せて買いあさっているということなんです。世界の皆さんはそういつているんです。「日本の国は金持っているから」、しかし後進国は嘆いて、ひんしゆくをかっております。今、日本は世界一位の食糧準輸入国であります。6年連続、ずっと増加しつづけております。その額 427億8600万ドル、1位は肉類、2位は穀物、穀粉、果実、野菜、その相手国は1位はアメリカ、全体の38.6%を占めている、164億9800万ドル、2番目は誰



か、これは中国であります。3番目オーストラリア、4番目タイ、5番目台湾であります。これは非常に恐ろしいことであります。作況というものは本当に天候に左右されるわけでありまして、私達日本おきましても平成5年米騒動、中身を見たら米があつた、こんな話もございます。しかし、あの騒動のときに私の家へ「4万円で買うから売ってくれ」と来ました。私、正直いって農協に全部出してますから1俵もありません。「持っていればよかったな」、そんな感じも致しましたけれども、こういう騒動が起きるときに260万の外国から米を入れているんですよ。ちょっとした不作、凶作で今正直いっても新聞なんか見てもいったん〜〜あればどこからも米は買えんだろうと、やっぱり自分の国は自分の国でやはり持久力を高めるひとつの政策は絶対必要なんだということをどの新聞、どの雑誌でも書いてございます。

次に道の問題、ここにも具体的に書いてございます。問題はやはり著しい収益の低下、これは平成6年と7年比べても4分の1の収益〜であります。こんな形で誰が農家続けることができますか。私はこのことで中村議員さんとも「色々何かいい方法ないか」、こんなことで話をしたこともございます。中村議員さんが私に「新聞見たか」と「いや、僕見てない」、2月28日の道新であります、地域からの津別、これ皆さんご覧になっていると思います。これはこういう事なんです、これも絶対私達に当てはまっているんです、津別〜〜ミニ住専問題、公的資金を導入しないと農家の負債は処理しきれないわけですから、網走管内の津別町の職員は苦しげな表情だった、農家3戸が町農業振興資金から借り入れていた14,460千円を返済できないまま離農した、債務補償していた町と農協が半額ずつ損失補償をすることになった、農地を売り借金を返済しようとしても買手がつかない厳しい状況だ、損失補償の補正予算を可決した1月末の町議会審議では「もう2度と起こさないように」と条件がつけられた、しかし1980年代に1反当たり200千円から300千円だった農地が、現在100千円でも売れないというんです。そして農地担保価値、これ急落をして債務超過の農家は離農したくても離農できない状況、もう損失補償はありませんとはいひ切れない、町も本音を洩らしているということなんです。土地価格の急落から公的資金の導入に至る経緯は、金融機関救済と良く似ている。しかし、ここで皆さん考えてほしいんです、農家は銀行やゼネコンの経営者と違う、バブルに踊って野放図な土地投棄に走ったわけではないんだと、政府の規模拡大政策に乗せられて農地を高値で買ってしまったあとで輸入自由化で農産物の価格が低落した、どうにも首が回らなくなったという農家が多いのではないのでしょうか。昨年末、保険金で借金を返済しようと自殺した若い農家もいた、銀行経営者と比べてもそこまで責任をとる必要があつたのか、こういうふう to 今の現実の実相をこういうふう to 書いてあるんです。そしてまた、こういう取り組みをしているんです。私は今北竜町からもある方から相談を受けました。去年のいろんな米の暴落、そんな事で借金が少し増えてきた、そこでどうにも見通しが暗い、黄倉組合長のところへ行った、大黃組

合長は「このままでは今年続けても負債はもっと、もっと増えるかもしれない。だとすれば辞めてくれ」、  
こういうふうに言われた。「どうするんだ」と、「平建設に働きに行く」、或いは「サンフラワーに勤  
める」、「そうしたら農地はどうするんだ」と、買手がない、して後継者もないから真実の声はこう  
です、「借金を抱えて」、もう60過ぎてますから、「子供のところへ行ってもどうにもならん、だとす  
れば見通しがないから農家を辞めるからそんな事で決意をしました」、これ黄倉組合長にお会いをし  
ました、今の状況ではやはり今もっとも出てくるであろう、買手のない農地が出てくるであろう、そ  
こで何かいい方法がないのか、色々これ何人かとも相談をしました。やっぱり一つの方法として今国は  
地方から知恵と創造性とそういったものを生み出して、それが現実に沿う、その方法がいいとすれば国  
も政策転換する、こういうやはりお話をなさってください。私もこの時に私達行政としても何なのか  
の形を打たないと収集がつかなくなってしまう、こんな感じもするわけでありまして、この点につい  
ても強く求めたいのでございます。

次に直接所得補償方式の確立、これにつきましてはここに書いてあるとおりでありまして、今いろ  
んな中でこの確立に努力をなさって、議論をなさっております。こういった形のなかで何とかひとつ正  
当に評価をし、少しでも補償の確率を願いたいものだ、このように考えるしたいであります。

この点についてご答弁をお願い致します。

(11時22分 野議員 退室)

(11時24分 野議員 入室)

○議長（吉尾政春議長） 町長。

○町長（篠田久雄町長） 非常に吉田議員さんからレベルの高いご質問を出されたんですが、私ども  
この関係3点につきましてはそれぞれこの町村会、或いはまたこれ空知もそうでありますし、また全  
国的にもこういう事での決議と要請はしているわけでありまして、考え方については3点とも全く同  
方向で努力をさせてもらっているわけで、これは1町村でなかなかこれは出来るものでないわけであ  
りますけども、特に1番目の問題につきましてもこの日本が食糧不足をした平成5年の時に、私も体験  
したのはちょうどポートハディの姉妹都市に訪問した時にバンクーバーで1割から2割近く、もう末端  
の小売屋さんで上げているわけですが、カリフォルニアから入るから日本が緊急輸入するということでもう  
カナダの米が、バンクーバーから更にまたその東海岸のほうのトロントのほうもやっぱりそれぐらい上  
がってしまっていると、これはもう発展途上国には大変こう迷惑をかけた、この事は事実でありますか  
ら私ども国に対してその自給調整する施設を作るように、これは提言しているところで、少し動きだして  
きたという感じであります。あとの方のご質問も出ているわけでありまして、そういう事で出来る  
ことを努力してかなきゃならんと思っておりますし、2番目の問題についてはこれは農政の貧困が

やはり、それともうひとつやっぱりこの米の下がっていくというときには当然そこにある土地、これ売手と買手の問題もありますけども、このバランスがとれていないからこれは当然下がっていくわけ、いう状況になったわけでありまして、これと3番目の問題も1番目も全て共通の問題であります、農家も大変でありますけども、これから規模を拡大する人だけはいいいですね、ただし、離農しようとしてもなかなかそのすぐに出来ない、また農協も不良債権を抱えたことにもなると、ひとつのこれからの農協の合併もそれが疎外要因にもひとつにはなっていることは事実であります、そこでこれは今の方法は開発公社ですね、農業開発公社に10年先のことは分かりませんがこれを買ってもらいより方法はないわけですが、開発公社はご案内のように51%は自らの資金、それからそこに行政、市町村ですね我々の、それから農協、それぞれ出資をして出来上がったわけでありまして、現在非常にこの空知、全体、今この道内で動いているのが200億ぐらいの事業費ですが、その内空知が100億の半分は空知で使っているわけですが、非常にそこにいったん買ってもらいより方法はないわけで、今資金不足致しております今公社でありますから、そのそれぞれの町村に出せん金ですね、これをひとつ要請をしているわけで、全道町村会としては「今頃何だ」と、「金出せというそんな町村に、どこに力があるんだ」ということで一度蹴ったんですけども、各個々の町村に今入っているという状況ですが、空知はちょっと前向きに取り組もうという話につい先日なつたところで、これもお互いにもうちちょっと詰めていかなきゃいかん、そう思っております。

それから3番目の関係は、もう議員さんもお承知のように私どもも同じ考え方でこれはもう行動しておりますので、よろしくお願い致しますと思っております。

○議長（吉尾政春議長） 6番。

○6番（吉田好宏議員） 一再一 米穀を始めとする農産物輸出国は、この自国の利益のために貿易自由化を迫る、ここらは本当に橋場議員さんと共通する願いであります。日本の主食である、伝統文化を育んだ米までも輸入され、更に市場原理に踊らされてメインとしての稲作、農村風景、これを失ってしまうような状況であります。私達は世界の、そして末代までの笑い者になるようなことのないように農業政策、そして特にこの農業の憲法、これを何としても政策のなかに打ち出してほしいと、強く願っています。先程も申し上げましたように、地方の発想をやっぱり重視をするということですから、それに重任した、町長も正直いって世界に例のない雪を使った施設、これ非常に沼田から全国に向けて、或いは世界に向けて発信されております。これやっぱり地域の発想、巧みにとらえた、それが現実のなかで活動しているということでもあります。私はこういう仕事に取り組んだ、私はやっぱり省庁の大きなやっぱり行動力、こういったものが管内、或いは道内においても随一の町長だなど、こんな話も実はよく耳にするわけでありまして、やっぱり僕は町長と職員の皆さんがひとつになって取り組んだその

成果である、確かに町外においては沼田の町長といったら物凄い、だけでも町長、地元の一部にはやっぱり厳しい批判があるということも忘れてはいけないと思います。私はやっぱり町長も一生懸命やっている、しかし私はやっぱり初心に帰るひとつ気持ちと聞く耳を持って、私はやっぱり町長ももっともっと頑張っしてほしい、そんな感じがするのであります。この事についての答弁はいりません。農業委員会会長として現状の状態、これをひとつお話しできれば幸いです。

○議長（吉尾政春議長） これは議員さんのなかで通告がないので、恐らく準備されていないと思うんですけども、いいですか、聞いてみますか。それでは農業委員会会長。

○農業委員会会長（小西義光会長） はい。発言の機会を頂きましたことを厚くお礼申し上げたいと思います。農業委員会の現在の悩みといいますか、の状態についてということでお答えをしたいと思うんですけども、前年までなかったことが今起こってきている、この事は以前から各町村で、近隣町村でもあったことなんですけれども、売る人がいる〜買手がないということ、これが変わったことなんです。そして、沼田町の農地の移動のピークというのは平成6年から8年、この3年間に大きく移動しておりました。その状況の中から見ると平成9年度はそんなに多くはなかったんですけど、中身が違ってます。ということは、農協の負債も大きい、どうしても売らなきゃならないというような状況の人が非常に多くなってきているわけです。そんな中で何とかいい方法がないかというようなことで2月10日ですか、農業土地特別対策協議会というのが農業委員会のなかにもあるわけですけどもその会合、或いは25日の総会のあとで農協の組合長さんと呼んでの勉強会なども行なって参りましたがけれども、これといって名案が生まれたわけではございませんでした。やはり私どもは先祖が開拓して、苦勞して開拓してくれた農地を荒らしてはいけないんだという、これはまあ農業委員の使命ですけども、これに向かって地道に活動して行って、とにかく買手を探していくというような全町公開してもなかなか手を挙げてくれる人もいないという状況のなかで、買手を探すというようなことで地道な努力を続けているところでございます。現在もまだ買手の決まらない、まだ処理が決まってないところがございます。早くしないと今年の農作業が始まるわけですから、ちょっと気を揉んでいるわけですけども時間がかかる、手間がかかる、そんな事を言っではおりません、私どもはそれをやっていかなきゃならないと思っております。

それから対策として私どもが考えますのは、やはり将来に対する希望が持てる農政が必要なわけです。明るい兆しさえ見えれば、今の新しい農業基本法にしても我々の希望が満たされるような法案としてなってくれば、明るい兆しさえ見えてくれれば買手がないこともないし、やめようとする人もなくなるだろうと思うんです。ですから、この事に対しては私どもも系統を通じて運動はして参りますけれども、どうかひとつ町理事者の皆さん方、或いは議会の皆さん方、新農基法に対して、或いは先程からお話

もございましたように買手の農地についても公社が何かで買ってもらえるような方法がないのかどうか、そんなようなことでの要請活動をここで是非お願いしたいということを申し上げまして、回答になったかどうかわかりませんが私からのお願いにしたいと思います。

○議長（吉尾政春議長） 次9番、野議員、職員研修問題についてを質問してください。

○9番（野議員） 9番。職員研修問題について、町づくりのために職員を研修、視察をさせることについて町長にお伺いを致したいと思います。3点ほど申し上げます。これからの自治体は自ら創意工夫によって個性豊かな町づくりに取り組み、10年後には自治体の取り組みいかにによっては他の自治体間に相当な格差がつくだろうと言われております。豊かな町づくりを進めるということは新たな発想でなければなりません。若手の職員を対象にユニークな町づくり、研修派遣事業をおこし、新しい発想の促進をはかると、そこで町づくり活性化のためまず第1点と致しましては若手の職員を視察研修に派遣することについては如何か、行政指導でなく民間団体や住民が協力をして町づくりに取り組み、職員の視点の転換を促し多少の出費も止むを得ないと思いますが、年間数人の派遣することについて町長にお伺いを致したい。

2点目については、町づくりのためのアイデアの募集ですが、これは全国的にも全道的にも色々なアイデアを出しております。一回限りのものでなく、毎年定期的に2回ないし3回の募集をすることになれば常に職員さん問題意識を持つことにより良いアイデアが出てくるのでなかろうか、町づくりに参加するといった意欲も沸くのではないかと考えますが如何お考えですか。

3点目は職員の能力を開発するための施策についてお伺いを致したいと思います。今は地方の時代とか、魅力ある町づくりということが言われておりますが、地域がそれぞれに独自に課題を設定をし、それに見合う政策を展開していなければなりません。公務員は自ずから巣立つもので、他者に育てられるものではなく、そのために自分らの能力を開拓し研鑽を目指す職員に対して何らかの援助をし、魅力ある町づくりに一翼を担ってもらい、例えば目的を持って自ずから研修を実践に取り組み職員にはその経費の一部を援助する、また民間ベースの研修とかセミナーの受講を奨励をし、積極的に地域住民との交流を密にし、魅力ある新しい町づくりに寄与できるような施策が望ましいと思われます。沈滞した地方、地域の活性化をはかるため職員の能力開発を啓発する施策について如何お考えか、以上3点を申し上げます。

それとこれもちょっと一緒に申し上げますけれども、平成10年度に道北地域地方自治士研修座の開催文書が沼田町に恐らく受付されていると思いますが、4月25日の土曜日、これは北海道の教育大学の旭川高校で介護保険制度の概要について介護保険の実施に向けてとか、この制度の導入に伴う市町村の対応と役割というようなことで勉強会があるということを聞いておりますのと、5月16日に富良野文化会

館で北海道から新たな発信、第4次総合計画策定の取り組みと市民讃歌の実例を発表、それと6月20日にはこれも土曜日になりますけれども名寄短期大学で地方分権の実現に向けて、産廃対策の実例の発表もございますが、7月18日のこれも土曜日、北海道教育大学で北海道の経済の自立と自治体の役割、住民指導によるいろんな問題点の実例発表もございます、9月26日も北海道教育大学では地方分権推進計画と第5次の勧告分権改革と日本の進路というようなことで、これは3月26日までに申込みを申し上げると受講が出来ると、受講料も5千円で用紙、資料代ですけれども500円ということで、恐らく沼田町にもこういった文書が入っていると思いますが、やはり沼田町に黙って～ではなかなか新しい発想というものは難しいだろうと、やはり町外に出て新しいものを吸収している、こういったようなことに町長是非ひとつ職員を派遣するというようなこととの関係で私3点お伺いを致したいと思います。

○議長（吉尾政春議長） 町長。

○町長（篠田久雄町長） はい。野議員さんのご質問でありますけれども、おっしゃるとおりそのことはもっとも大事なことで、庁舎内だけでなくでどんどんこの地域の人方との意見交換、更にまた町外に出ていく、或いは海外に出ていくということで幅広い研修を絶えず必要であると、そして更にまたこの行くだけではなくて問題意識を持ってこの積極的に取り組むべく、そういう意識改革が大事だとそんなふうに思っております、現在は今の今も視察には特にこの行政改革が地方分権、これが進めていかなきゃならんだけに自らの力をつけていくという必要がありますから、この最後におっしゃいました土曜講座、これ札幌で実施しているんですけれども大学の先生方中心に、このうちの町からも現在何人かな、4名ぐらい参加しているはずですし、ちょうどこれから中堅といいますか、若い方々が更にこの今年から空知管内としていま現在札幌に行っている方々が更にまた呼び掛けをして、この札幌のほかにも空知管内でもやっている、ということで今ちょうどおっしゃったのは介護保険とかゴミの問題も、それから地方自治体の、それぞれ講師の方々も決まっております。それで空知管内でも土曜講座をするということでそれぞれの町がそれなりの支援をしながら、それして南、中、北と3箇所ずつでこの分かれてといいますか、一緒に会場は3箇所にして進めていくと、かなりこれはまたうちの町も参加する、希望者が出ておりましたので、まだ空知全体として、町村会として支援しようという、してくれという話もありましたけれども、非常にこの参加する町村がごく一部に限られていると、その中にうちの町入っているんですけど、全体で支援するという話にはならなかったけれども、我々も行っているところが支援すれというわけにもいきませんし、それぞれの地域で考えるということで、そしてまた行く人自体も自ら金を出す、かかるべき経費は出すところに真剣みが、自分で自分の力をつけるということが大事で、何でも出してあげるから行きなさいではそういった人方が、の報告の中で自らが負担したことには真剣に聴くが、全く「行ってこい」ということで命令で行った場合居眠りが非常に多いという結果も出ているわけで、自ら

が参加するようなくみにしていかなきゃいけないだろうというふうに思っております。

それから、アイディア募集の関係はこれもひとつ十分どういう方向でしたらいいか、今職員のなかではずっと従来からアイディア募集でそれなりの、最近はやっとアイディアも出てきませんけれども何点か過去に出た例もありまして、それなりの報償金があるかなと思っております。もちろん、これは呼び掛けることは非常に結構だと、そのように思っております。それから、こんなところですよ。

それから、10年度の町づくりのための新規事業、今年個性のある地域事業ということで地域の活性化のための住民自らが取り組むこの事業に対して助成するといったことも考えていくよう、ことが、考えておりますし、それから過疎化対策の推進事業ということでプロジェクト委員会を作って先進地の視察をしてくるというようなことも団体として考えているようでありますから、この点も実施していきたいこう思っております。以上であります。

○議長（吉尾政春議長） 9番。

○9番（野議員） 一再一 はい、わかりました。それと1点、所管事務の議員さん方がそれぞれ視察をされるときにまあ融雪溝とか橋とか、いろんなもの大体所管事務の議員が出張されるときに、行ってきたあとにまたそれを聞いて職員さんが同じ場所へ行ってその融雪溝なり、そういう橋とか何かを見に行くようなことを聞いておりますけれども、私はやはりもしこういった議員が行くときに一緒に行って勉強をし、また色々と検討してきたほうがよろしいのではないかとこの感じを致します。それは議員の見る目と職員が見る目とはこれは違うかと思っておりますけれども、中身的には一緒に行っても聞く中身はそれぞれ議員の立場と職員のもの考え方というのは違うだろうと思っておりますけれども、出来ればこういうのは一緒に行って頂ければ議員も職員さんとまたその専門的な職員さんとお話が出来るというようなことで、出来ることであればやはりこういったときには一緒に行っていくようこれからの方法を考えるはどうかなという感じを致しております。

それともうひとつちょっと申し訳ございませんけれども、先程から町長のほうからいろいろな研修、その他については派遣をしましょうということでございます。一番大事なのは町外の派遣も大事、これは大事なんですけれども、町内のこの色々な懇談というんですか、庁舎内の役場の職員さんのやはり懇談会、こういったものがやはり週に、週にでなく月に2回ぐらいはひとつ庁舎内で、沼田町の内容を十分一つ検討して頂くような検討会なんというのはこれは絶対必要でないかという感じを致しております。こんな事についても町長、また助役もおりますので、十分一つこういった内容を検討をして頂ければと思います。以上です、いいです。

○議長（吉尾政春議長） 答弁いらないのですか。

○9番（野議員） いいです。それではちょっと、今の職員さんと所管事務の関係、お願いします。

○議長（吉尾政春議長） 町長。

○町長（篠田久雄町長） 行く場所、時期、それぞれあるわけですけど、やはりこの議員さんの、今議員さんもおっしゃったけども見方、職員の見方、それぞれあるわけで、我々やはり何かを実施していかなきゃならんときにはそれはやはり職員を派遣しておりますけども、タイミングをちょうど合うときはやっぱり派遣致したいと思います。そんな事で、それからあとで言われたことはあとでこの実施してるということをまたお知らせ致しますけども、意外と庁舎内でも研修を数多くやっております。助役を頭にしておいてそれぞれこのいろんな委員会作って議論したり、それぞれ交代で発表する、自分の意見の発表、でそれを職員がまず聴くということで、発表するというためには勉強をせんきやいかん、自らが、そんな事もやっておりますがまだまだいくらしても能力のたりない点はあるんですが、こういう研修を絶えず繰り返し繰り返ししていくうちに身につくものかと、そんなふうに思っております。

○議長（吉尾政春議長） 同じく9番野議員の農業問題について一括質問してください。

○9番（野議員） 9番。農業の経営対策についてお伺い致したいと思います。先程吉田議員の方から非常に幅の広い農業問題をご質問されております。私は身近なところで現在の農業経営者の組織の方々が沼田町にかなりたくさんおられるわけでございます。現状の農業状態について種々、それぞれ議会議員の皆さん方から質疑を行なっておりますが、自らの指導改善をして農業経営の模範を示す立場の代表者がこうした緊迫をした農業情勢のなかでどのようなこれから努力をしていったらよろしいかと、こういうようなことを私なりに色々と考えておりました。なかなか自分が経営しているところ、そしてまた部落的に、そして東部、中部、西部のなかで今現在の農業というものがどういうふうにしていったらよろしいのか、行政に対して甘えていくこともいいのかもしれませんが、やはり自分自身がこれからどうしていかなければならないということもやはり自分でやって、そして訴えていくような形がこれから必要になってくるのではないのかという感じを致しております。そこでこの農業経営対策については1次兼業、2次兼業が増えつつあるとはいえ、本町の基幹産業が農業であることに変わりはなく、農業の振興が本町の重要課題であるということは論をまちません。そこで、本町農業の抱えている問題点は何か、またその解決のために行政として取るべき対策等につきましては私は沼田町の行政のトップの町長に対して伺いたいと思います。

まず第1点目は農家の負債問題であります。農業問題の緊急且つ最重要課題は農家の負債対策であると言われております。農業経営者の中には負債を整理するために離農したくても負債が資産を上回るために離農は出来ず、止むなく農業経営を継続していく、そのことがまた負債を大きくしているという農家もあるというふうに聞いております。このような農家は沼田町で何戸位あるのか、また本町農家の負債総額を1戸当たり平均にしてどの位になるのか、更に負債は相当巨額になると思われませんが、巨額



になるに至った原因をどのように分析しておられ、整理対策をしてどのような手段方法をお考えになっておられるかと、2点目については経営の安定対策の問題でございますが、農業経営安定のための方策として生産規模の拡大、土地基盤整備を行なって参りましたが経営安定対策としてこの他に推進をすべきものがないのかどうか、例えば土壌の改良、地力の促進対策、こうした物的な面ばかりでなく、心の面の対策として営農意識の改革、経営改善、技術指導といった点も考えられるのでありますが、当局としては関係機関と連携をしどのような施策をすべきであると考えておられるかお伺いを致します。

3点目としまして、現在農業経営を圧迫しているのは農機具の購入であり、償却費であると言われておりますが、農家各戸が個々に高価な農機具を購入し備えつけておりますが、その稼働率は誠に低いのが実態であります。「隣が買ったから我が家も」といったような競争心理は作用し、購入はしたけれどもそれが重圧になっているのが現状でないかと思っております。そうしたことから町、農協が出資をして農業機械の公社を設置をし、公社が農機具を購入し適正な対価で農家に貸し出すことにすると農機具の稼働率が高くなり、機械貧乏から救済することになると考えますが、こうした公社を設置することについては如何お考えか、先程も町長のほうから開発公社をお願いをすることによって51%の補助がくるというようなさっきお話がありましたけれども、こういった公社を使ってこういったことをすることはどうなのか、それとも町と農協が出資をして公社に出資し、それを借りて農業経営に使っていくというようなことは相当昔補助整備事業が昭和40年ちょっとぐらいに補助整備事業をやったときにこういったいろんなお話が出ておりましたけれども、一時的には共同経営やってきましたけれどもそれ部落的には壊れてきた、今現在個々に機械を購入しなければ農業が、経営がやって、農業運営がやっていけない、ということで非常に大変な思いをされていると思います。ここで大きな国に向けての話はこれは行政のトップにお任せしまして、実際に沼田町の中身を十分検討して行政が適応してテコ入れをして頂けるものであればそれを集中してしていくというような方法が、色々方法論があるかと思いますが、その点3点についてお伺いを致します。

○議長（吉尾政春議長） 町長。

○町長（篠田久雄町長） 農家、これはずっと従来から農業問題を話するときには必ず農家の負債対策というのが出てきたわけですけども、時代が変わってもずっと引きずってきているわけです。そこに国の資金が入ったり、或いはこの借り換えをしたりしながらもそれはやっぱり基本はひとつにはこの農政がきちっとしてない、不透明さがあるという問題もありますが、しかしこの3分の1の農家は非常にしっかりしている面を見るとこれは農家のやり方ではそのずっと負債を引きずってこなくてもよかったやり方もあると、ですから大いにこの意識改革、これが経営者であるという厳しさをうんと持たなきゃならん点も反省しなきゃならんひとつにあるんだろう、そういうふうに思っております。行政としては

「だからあなたが悪い」というのではないけども、やはりその点はこれからもやっぱりずっと農業を続けて頂くためにもそういった事が必要だろうと、それでこの全体ではこの短期、長期、受託資金、それぞれ含めて69億ほどですから、これはもう5割、この280戸で割りますと1戸当たり平均が25,000千円という数字になりますが、これはある方が非常に偏っておりますから平均にいてないということです、過去10年、15年前でしょうか、この時は10,000千円、15,000千円とやってましたけど、それからそういう数字に、ということの数字の報告を受けております。

それから機械の関係ですけども、私どもも絶えずこの非常に規模拡大する、当然そこに機械も購入する、いうところにやっぱり負債が大きくなってきた原因があるわけですから、この機械をもう農協さんもそうである、という指導をしてくれているわけですけども今年は機械を入れないと、こういう大変なときこそ入れないでどうするか、ひとつは共同でありますけどもご案内のように共同というのはなかなかうまくいかないというのがありました。で、やっぱりこの受託、機械を持っているその能力のあるところがやっぱり受託をするような、そういう方向で進めていくことが、例えばアメリカのカリフォルニアでも80haぐらいを持っている人方は機械持っていないです。春は種蒔きは飛行機でやってもらう、全部、或いはこのおこすのも来てもらう、秋は刈で最後は出荷するんですけどもそのときはまたコンバインにも受託するんです、そういうことで支払いはその都度してかなきゃならんけれども、それは償却がない、それからオペレーターの必要がないということでそういう農家もありますからやり方したいだというふうに思っておりますので、何が何でも規模拡大したから機械をのせていくということはこれから考え直さなきゃいかんというふうに町内にある機械をやはり活用する、～～ことをこれから進めていくべきでないかというふうに思っております。

○議長（吉尾政春議長） 次12番杉本議員、農業問題について質問してください。

○12番（杉本議員） 12番、杉本です。先輩のお二人方から農業問題についてそれぞれご質問がありました。私の方はたまたま農民協という立場で、今までの町のほうから大変なご支援を頂いているということでお礼を申し上げたいと思いますが、更に掘り下げて町の考え方、中、長期的な将来の考え方をお伺いしたいとこのように思います。そこでここにプリントしたなかを書いてありますが、今の経営の中でどういう問題があるかということは今言われましたように採算が合わない、そこで経営が行き詰まって離農すると、こういうことであります。そこで比較的規模の大きな農家で規模拡大等の借入金が多いのかと、こういうことで私書いてございますが、今ほど町長さんから「農家のやり方によっては儲かっている人もいる」と、こういうことであります。そのことは具体的に私は認識している中身については、既に高度成長が始まった時代から農地がどんどん流動化してございます。沼田も900戸からあったときがあったわけですが、現在300を切ってございます。従って100千円とかその程度で買った人は

早くにも体力がついていると、規模も拡大されていると、そういうことであります。ですから農家のやり方だけが良かったという判断ではないと思うんです。その辺はしっかり認識をお願いしたいと思います。そこでどうして大規模農家が駄目だということになりますと、最近申請政策が発表されてどんどん担い手は良く思っただけで農地を買ったわけです。その買った値段というのは400千円から上の500千円、600千円なんです。その先程いきました100千円の時は採算合っただけでも、そういう農家は今既に立派な経営をされていると、これからやろうとしている人がこの500千円、600千円の価格で泣かされていると、これが原因なんです。そここのところしっかりこう認識をまずしてほしいと、それからもう一つ担い手として若い後継者がいる2世代農家、この方も大変であります。先般、昨年の暮れに私プリントして皆さん方に説明したかったわけですが提出は〜にならないと、こんな事で議員さんの皆さんには晒しをさせていただきます。また担当者にも見て頂いていると思うのでありますが、今の、今年の私どもの所得計算書の中身ちょっとお知らせしたいと思います。10a当たり収入、沼田これは平均であります。平成8年は確定申告の一番上に農業所得ということで各10a当たりの収益が27千円でありました。これは所得率21%です、平成5年とか6年の時は29%ぐらいまでいっておいりました、所得率が。ところが今年は15千円であります。これは所得率13%であります。ですから20町作っている人でも農業所得としては3,000千円しかあがってこない、こういうことです。こんなことは計算して頂くとわかんると思います。従ってこの3,000千円から先程土地を20町に増やした元金を払わなきゃいけません、金利は経費でみてもらいますから。そうなりますと手元に残る金はないと、これで採算割れと、こういうことです。ですから、最近土地良く思っただけで土地を買った人は皆やめなきゃいけないと、その具体的な数字が既に出てきているんです。平成6年から今年までに私ども譲渡のお手伝いをさせて頂いております。59戸が離農しております。その中で経営委譲でない方、60歳未満の方ですね、この方が29戸あります。更に今年の離農にあたっては24歳までの若い人がいる2世代の人までやめなきゃいけないと、こんなことであります。これを考えますとどういうふうな現象になるかと、更に農協から色々とお聞きした中身では「今後、規模拡大した人達が30戸ぐらいはもしかすると」という話があります。これはもう平均的な離農型でないんです、委譲型の農家でないわけです。委譲型の農家は設備投資、土地も買って、してませんから離農するときには十分退職金なるものがあると、こういうことです。これからやろうと、しようとしている人が29戸プラス30戸なんです。ということはこれどういうことかといいますと、もう沼田の将来はどうなるのか、農業はどうなるか、こういう問題が含んでいるんです。そこで先程町長さんは吉田議員の質問のなかで「町村会で決議をしました」と、その具体的な決議の内容ですね、どんなことを決議して、どんなこと国に訴えているのか、そのことをまず1点お聞きしたいと思います。

それからもう1点は、やっぱり沼田の農業経営安定化、今言いましたような若い人がどんどんやめな

きやいけない、この危機に迫った段階で総合対策とか色々やっておりますけれども、今本当に必要なのはなんであるかと、この事をひとつ2点について答弁をお願いしたいと思います。

(15時07分 大沼議員 退室)

○議長(吉尾政春議長) 町長。

○町長(篠田久雄町長) 今、対策として何が必要かというお尋ねでありますけれども、その辺もっと具体的におっしゃって頂いて答えるというふうにしないと、どうも何が必要かというのが私どもやっぱり農政全般についてすべて私は必要だと、一言で答えさせてもらうならそういうことであります。自らが努力をすることと、先程申し上げました如何に投資を押さえていくか、それからやはりこのもう一つは国に対しては如何にこの輸入米が、米作りに対しては圧力の経営を圧迫しないようにするか、いうことがやっぱり強く要請しているところであります。こういったところがやはり大きな柱と〜、そのように思っております。それから町村会としての決議事項でありますけれども、やはりこの再生産が出来る農業経営、こういうことで決議をし要請致しておりますし、全ての行動のなかでそれが基本で行動致しております。

(15時13分 大沼議員 入室)

○議長(吉尾政春議長) 12番。

○12番(杉本議員) 一再 非常に難しい問題ではあろうと思います。そこで私はさきに答えを、答えといいますか提案すると町長さん「これはちょっと大変だ」とすぐ言われますので、少し難しく質問させて頂いたんですが、やっぱり今私ども農民協の中で色々精査しているなかで、やっぱり近々の対策としては一番効果があるのはやはり利子の補給です。それは自治体ずっと調べてみますと50%ぐらいあります。沼田町の町長さんについては前向きな姿勢であればと、こんなことでやっぱり利子補給については如何なものかと、こういう考え方が強いようであります。しかしながら実態は隣の秩父別町も同じであります、きちっとこう1%まで金利を落として町で補填をしております。これは短い〜もありますし長い〜もあります。沼田でも過去に〜金であるとか、或いは公社制度が十分でないときに〜、或いは中山間の中で利子補給をされておりました。これ最大限の時は平成4、5年でしたか、これ農協と併せて9,500千円ぐらい、町のその半分ぐらいみておりました。現在は500千円ですね、農協と町併せて。ただ他の町村では半分ぐらいやっているということもしっかりとこうみてほしいと思います。その事によってどうなるかといいますと、やはり今言われたような、言いましたような若い世代の方が持ち堪えるということです、これで良くなるということにはなりません。その持ち堪えている間に何をしてもらうかということになります。それは先程町村議会で決議された内容、これもかなり道は遠いと思います。私の得た情報のなかでは、昨年の暮れに経済新聞ですね、この中でどういうふうに向

たっていたかということを見ても良く見て頂きたいと思うんですが、この中でこういうふうを書いてありました。「今年から麦の施策については民間に移行します」と、検討しますというんですか、3年間で仕上げますと、更にその後には大豆が続きますと、その後には畑作3品全部やりますと、全部民間に移すということです、競争原理にしますと、米を同じにしますと、こういうことであります。直接所得補償については2010年めどになるだろうと、こういうふうに経済新聞に書いてあるんです、これもう財界がそう言わせているんです、これは10年かかるということなんです、極端に言いますと。そこでその認識を踏まえて町長さんはどんな運動をしなきゃいけないかということはお分かりと思いますが、近々にこの專業地帯はどうもならないぞと、昨年町村会が団結して新たな米対策をやって頂きました。このことによって地方は大変だということの危機感の中でマスコミが取り上げて頂きました。そのことによって新たな制度の中に〜〜ほど上積みになった経過がございます。これはやっぱり町村長さんが真剣になってこの地域が大変だと動いてもらうことが直接補償方式、所得補償ですか、これを早く仕上げる、特に民間の入札制度になっている米が一番先でありますから、その事を真剣に踏まえて2010年まで待っていたのでは沼田ほとんど、〜〜では半分以下になるのであろうと、その内今の 400千円、500千円の農地の価格では採算ベースに合いません。従って農業委員会長さんが先程言いましたように「買手がない」と、買手がないということはもう沼田の立派な米施設が出来ても入れる米がないと、こんな極端にはならないとしてもこのまま農家の経済がいきますと既に30戸という話もありますから、今既に13町から15町の方をいっていると思います、面積を増やした方です。そういう事を考えますと 500町部ぐらいの水田がこれから近々に動くと、さてどうすると、こういうことになると思います。その点についてもう少し具体的に私も提案致しましたので、どのように考えているかお聞きしたいと思います。

○議長（吉尾政春議長） 町長。

○町長（篠田久雄町長） 農業、質問されるときには誠に暗い面ばかりを強調されるわけでありましてけれども、これでは地域全体が暗くなっていくわけであって、如何にそこに明るさを求めて努力していく農業でなきゃならん、そんなふうに思っておりますが、そこで利子補給が私は他の町村やっているから沼田もというご提案ですけども、確かにこれはもともと利子補給というのはいろんな取り組みして参りましたが後追いではなくて、昨年の米の対策を現金で渡しました、ああいうふうに私は渡すならきちっと渡すというぐあいにして対策を立てていくことだろうと、たくさん負債があるからその利子を補給するという後追いの制度というのは如何かと、そんなふうに思っております。

土地の関係につきましても非常に色々おっしゃっていましたが、これやはり開発、農地の公社をやっぱり活用することだろうと、そういうふうに思っております。じゃ10年先はどうなるか、誰が買うのか、そこまではとっても10年先は読めないです。ですから当面そういうことだろう、そういうふう

に思っておりますし、随分稲作についてはこの米の値段が、後からのご質問も出てくるわけでありまして、急落したという昨年の場合がありますけれども結果的には沼田町の場合は、この6月位になってみないとその辺が1俵当たり 560円ぐらいまでくるわけですから、転作の協力金ということですね、そうすると1俵当たり14,560円〜、今現在でも14,000円ぐらいですから、全部沼田の場合1等米ですからそれに 300円加算されておりますからそれ等含めると14,000円と、そこにあとで 560円加算されてくると、そういうふうに皆さんにもまたこの転作に協力して頂くわけでありまして、その数字、それがくればこの中でやっぱり経営していくことをきちっと考えてもらわなきゃならん、まあしかし悪い中身とすればそこまでよく皆の力でやったものだ、そんなふうに思っておりますが、よろしくご理解を賜りたいと思います。

○議長（吉尾政春議長） 12番。

○12番（杉本議員） 一再々 暗い話で申し訳ないんですが、やっぱり首長さんになるから、或いは経営者になる方、団体長になる方はやっぱり先をしっかり〜やらなきゃいけないと思うんです。暗い話もしなけりゃやっぱり将来明るくならないと、こんな気持ちでないとなかなか若い人達ついてこないと思うんです。そこでやっぱり苦しみを背負って私どもも、町長さんをやっぱり頑張らなきゃいけないと、こんなふうに考えます。そこでちょっと今ほど町長さんが価格について言われておりましたけれども、これちょっと認識勘違いされているかとこんなふうに考えておりますので、ちょっと訂正させていただきますが、560円確かに数字上は示されております。これは〜は入らないんです、半分ぐらいしか。どうしてかといいますと新食糧法になりましたと、今までの食糧法というのは農家個人個人に米価を支払いしていたんです。ところが新食糧法というのは組織に、系統ですね、系統に一回全部お金入れますというんです、560円が全部系統に入るんです。系統に入ってから来年の分の、農家でいうと平成10年です、11年か、11年の金額をこの中から払うんです、先に。ですから、もらえるのは 200円か 300円なんです。それともうひとつ、政府米が 125万トンから 100万トンにしますと、125万トンからよく売れたものについて、ということは 100万トンまでしか買わないわけですから、25万トン以上売れたもの、例えば30万トン売れたら5万トンだけ買いますということです、その見込みが大変薄いということで新聞を賑わせております。これは沼田の1俵に換算すると 500円以上になるんです。ということは、それも入らないと、今われているような形には私はならないと思うんです。ただなるとしたら、これは非常に大変な話になりますが、なるとしたら新米が出ませんからこれを町で建てて頂いた施設に入れなくて、〜というか、した場合にはなると思います。それ以外には絶対になりませんから。そんな事がいいか悪いかということも考えて頂けなければいけないと思います。そういうふうなことで昨年度何とか持ち堪えた原因は営農備考貯金が2億おろしましたと、これは自分たちの貯金です。更に43年のとき

の農協の30周年記念のときに農家の方が保険にたくさん入りましたと、これが大体3億以上あると思います。従って5億ぐらいが自分たちの貯金をおろしたと、更にサポートで2億何千万町から、或いは農協からということでお世話を頂いた、この3億があつて何とか乗り切ったわけです。そのことで何とかやり繰りしたのですが、今年はそれ等の対策が一切ない、そういうことであります。ですから、先程から話がありましたように経営安定されている方はいいですよ、この人でなくて一生懸命やろうということで頑張っている方、そして金利が高い方、これ等についてはやっぱり将来頑張ろうとしている人に例えば「溺れている人にワラをもつかむ」というけど、そんなもの知らんというまでそれは後向き対策だと考えるか、何とかと助けてやろうと考えるか、その辺町長さんの伺いをしたいと思います。

○議長（吉尾政春議長） 町長。

○町長（篠田久雄町長） 何が一番効果あるか、このいろんなまた農協とともにこれ検討させて頂こうと、こう思っております。しかし、まあ利子補給というのは私はこういう後追い政策についてはあまり取り組みたくない、これを如何に前向きな取り組みのなかで検討していきたい、そのように思っております。

○議長（吉尾政春議長） 休憩を致します。

15時25分

○議長（吉尾政春議長） 再開を致します。

16時00分

（谷口議員・森井議員 不在）

○議長（吉尾政春議長） 引き続き町長に対する一般質問を行ないます。

12番杉本議員、環境問題についてを質問してください。

（16時01分 谷口議員・森井議員 入室）

○12番（杉本議員） 12番、杉本です。環境問題、特に今日町長さんの執行方針のなかにこの2頁に書いてありますが、「大地の柱は魅力ある快適な住みよい環境づくり」と、そのあとに「生活基盤の整備」と、こういうふうに書かれています。そこで私が質問させていただきますのは、この環境づくりのなかで特に公共～の地区の公共施設、それから準公共施設、これはコミュニティーセンターのことでありますがこれ等の改善、或いは新築等の考え方、こういう方針を挙げておられるなかでどう整合性をもって～かと、こういうことであります。現在私どもも新しいコミセンを建てて頂きました、非常に快適な会議なり子供たち、或いは若い人達が集まって十分に利用させて頂いております。旭町のコミセンが61年に出来た以来4つそして1つは政策と、こんな事のなかで地方といいますか部落といいますか、そういうところでは半分ほどは整備されたかと、こんなふうに思います。それ以来新しい計画がな

されていないようではありますが、これ等も行政区が合併してと、こういう中身のハードルがあります。そのことについては十分理解できますし、またどうしても合併できない農事組合、或いは行政区もあります。これは北竜3と高穂2であります。私どもも色々高穂2の方がうちに来られたり、或いは私どもも高穂に行って～～をしたりと、こんなことで交流がありますし、また農民協の色々な簿記講習のなかで各会館を廻らせて頂いております。そうしてみますと、私どもの会館と比べて非常に格段の差といえますか、気の毒だなとこんな感じを致します。やはりこういった施設についてはもう当然今日の中で報告されているように90%以上の水洗化というんですか、下水道これ等の施設も町のほうでは進んでおりますし、今年は50戸の合併浄化槽、昨年もありましたから100戸ほど、地区にもそれぞれ設備されます。そうなりますと、取り残されているのは公共施設、或いは準公共施設になると思うんです。私の考え方からいたしますと、これ等を一番先にしなきゃいけないのではないかと、そういうふうに思っているわけです。こういった大きな環境づくりを目標として町は進んでいる以上、こういった公共施設、地区館、或いは準公共施設のコミュニティーセンター、これ等については早期整備をなさるべきと、こんなふうに考えております。しかしながら、まだ行政区が合併しなければならぬとこんなことの約束からいいますと、恐らくまだまだ5年、10年のあとになるのかと、こんなことで21世紀を迎えるような環境づくりになるのか、ならないのか、そんな事を考えますと地区館の下水、合併浄化槽ですか、これ等については早急にやらなきゃいけないのではないだろうか、更に準公共施設となるコミセンについては年次計画を追って、やっぱりどうしても合併できないところはそんなこと行っていたら10年も建たないと思うんです、10年経っても。そんなことでなくて、そういうどうしても合併できない条件でありますから、そういうところからでも地区の話し合いで整備が出来た場合についてはそこから手を掛けていくと、そして生涯学習センターということで力を入れておりますけれども、私どもも昨年度の決算の残りぐあい全部基金に積み立てる、目的に積み立てる、或いは新年度においてもそういう考え方もあると、こういうことからするとあまりにも今の大きな施設事業に偏りすぎていないかと、こんな感じが致します。これ等を全部やっても恐らく2億ぐらいの予算で出来るのではないかと思います。そんなことで年次計画を立てて即やれるものから順次手掛けると、そういう考えがあるかないかと聞きたいと思えます。

○議長（吉尾政春議長） 町長。

○町長（篠田久雄町長） 環境問題ということでの質問でありますけれども、私は地区館もそれはコミュニティーセンターも全部やはり水洗化することがいいと思うし、思われますし、ただコミセンはそれぞれ地域にある、やはりその地域の人達が管理するものであって行政がやるということではなくて、たまたま合併するところから建てましょうということで行政で建てさせてもらったんですけども、本来はや



やっぱり地域のものであるというそういう認識にお考え頂きたいと思いますし、私はまず一番大事なことは毎日が生活する、その住宅からやっぱり水洗化していかんきゃならんと思って今年も50戸させて頂くわけですから、それは地区館なんかについてはこれまた色々検討しなきゃいかん、やはり老人会或いは地域の方々のご利用してもらうことはやっぱりこれまた色々検討の予知があると、そんなふうに思っております。私ども聞く範囲においては、最近FAXが、或いは電話とて大分〜〜が少なくなったというような、少なくなるということがいんじじゃなくて、本当にコミュニケーションをこう深めることがいいわけですから大いに地域の中でのコミセンを活用というのは必要だろうと思っておりますけども、まずは私はやっぱりこの個人の住宅、ここからやっぱり終わらせていかんきゃいかん、そういうふうに思っております。

○議長（吉尾政春議長） 12番。

○12番（杉本議員） 一再 個人の施設についてもこれ毎日の生活ですからこれは大事なことだと思いますけれども、地区館については若い人達から我々までいろんな会合の中で利用させて頂いております。また老人の方は特に夏になりますと毎日のようにゲートボールであるとかカラオケであるとか、冬もカラオケなどやっておりますけども、そういう施設に未だに本当に臭いがたつぷりといいますか、気の毒だと思うんです。そして体の不自由な方が昔どおりの形で用足しをしなきゃいけないと、やっぱり〜〜座って足が痛ければ座ってやるのがこれ現在の方式であると思うんです。そういう面でやっぱり温かい目を配らなければこれはちょっと可哀相だと思うんです。そんなことで地区館について速急にこれは出来ないような予算を言っているのではなくて、私からいうと出来ないのは23億の生涯学習センターだと思っているんです。これをやっぱりどちらかというと15億ぐらいに縮小してでもやるべきぐらいの気持ちであった、欲しいと、基金が昨年末先程聞きました資料によりますと37億ですか、これが全部建ってしまうと恐らく一般財源から色々基金に蔵移しながらでも恐らく最後半分になるんでないかと、15億ぐらいになるのかと、そんなことでちょっと無理でないかと思っておりますけども町民の方の要望ですから、建てるとしてもやっぱり縮小ぐらいの気持ちがないとそのしわ寄せというのはどうしてもそういった細かいところの気配りが出来なくなってしまうと、そういうことになると思うんです。やっぱり先程から言っている若い人達、年寄りがやっぱり環境を望んでいるわけですから、そういう人達に応えるような、そういうことでこれ等については緊急に、地区館については緊急にお願いしたいと、更に先程からコミセンの話をしておりますけれども、会議が少なければ施設も古くてもいいわということにならないと思うんです。いくら会議が少なくてもそこに若い子供たち、こういう人達、或いは年配の方、私どもも勿論いろんな会合で集まりますけども、そういった施設については何十億もかかる話をしているわけでありませんから、町のなかでは観光プラザも完成致しましたし、私どももお蔭様で素晴らしい

施設で過ごさせて頂いております。それから取り残された方をもっと後に置くという考え方は如何なものかと、そんなふうに思いますから再度この件について伺いたいと思います。

○議長（吉尾政春議長） 町長。

○町長（篠田久雄町長） 地区館もこれ今あるのは共成と北竜だけですから、それはもうそんなに2箇所だけはこれはやれないことはないと思っておりますし、それを上手くこの更に補助の制度に乗つける方法ないか、そんなことも検討しながら考えてみたいと、それはそのように思っております。

ただ、コミセンは全部がじゃこれは行政で出来るかといったら、やっぱりこれはその地元地元でこれは水洗化に必要と思えばして頂く、そのための便利をはかる、何れにしてもこの今の集落、でなくてその合併浄化槽ですか、これが限界があるわけですからひとつの枠があって50戸もかなりこれ自治省で協力してもらっているという、理解してもらってこれ進めたので、なかなか50戸の枠も無理しているところありますから、その辺もひとつは終わらなきゃいけないだろうとそういうふうに思っております。

○議長（吉尾政春議長） 12番。

○12番（杉本議員） 一再々 地区館については何とか前向きな姿勢が頂けましたけども、コミセンの関係について特に先程からいっておりますけれども、どうしてもその合併するという条件が、ハードルが高すぎるというかハードルがもう全然前が見えないぐらい高いと、こういうところについてはもう永久にもう建てないという考え方ですか、今の町長さんの答弁からいくとそんなふうに聞こえるんです。で、やっぱりどうしても合併する対象相手がないわけですし、また合併相手も徒出に既に改築なりされたら、そうなりますと先は10年以降あとだということになります。そんなことじゃいけないと思うんです。せっかく21世紀に向かって快適なビジョンとうたいながら、答弁のなかではもう10年先の話をされているんですから、私としてはどうも理解できないと、そんなふうに思うんです。そういった意味でやっぱり年次計画を立てるなりして、やっぱりそれぞれの地区と話し合いを進めながら5年ぐらいの目処に進めていくと、こういう姿勢でないといけない文句とやることについてはまるっきり反対ということに、こんなことは失礼かと思いますが多少そんなふうに聞こえるんです。やっぱり住民が公平にそういった環境を、いい環境で居住できると、こういうこともしっかり考えていかなければ中央になんば23億の立派な生涯学習センターを建てても地域の不満というのは残っていくと思うんです。そういう面をしっかりと考えられて、出来れば生涯学習センターは15億ぐらいにでも減らして頂いて、何とかそういった住民が公平に環境、いい環境で過ごせるとそんな対策をお願いしたいと思いますが、もう一度お願いしたいと思います。

○議長（吉尾政春議長） 町長。

○町長（篠田久雄町長） どうも生涯学習センターにこだわってらっしゃるようですけども、やはりこ

の全町民が利用できる、そういったものもやっぱり当然多くの町民からの要望でありますし、どうも杉本議員さんは地域にあるコミセンが町の施設であるというようにお考えになっているようなご質問ですけど、それは地域のものでありますからもと建てたことは誰だとか、やはりたまたまだんだん世の中変わっていくし、非常に部落戸数も少なくなっている、とても従来の組織ではその行政区が組織化していくのに難しい、合併するところについては建たせてもらっているわけでありますから、その辺の認識のちがいかと思っておりますけど、何といってもまずは環境問題というのは個々の自分が生活しているところ、そこからやっぱり施設の整備をしていかなきゃならん、この考え方でこれは今の環境問題は水洗化の問題だけとらえられたけど、水洗化だけではなくて公園の問題もあればいろんな問題が環境のなかに含まれてくるわけでありますから、その点色々配慮して参りたいとそうように思っております。

○議長（吉尾政春議長） 次に13番、室田議員、農業問題についてを質問してください。

○13番（室田議員） 13番、室田でございます。農業問題につきまして1点ご質問致したいと思えます。今ほどそれぞれ杉本議員さんの方からもるる農業情勢につきましては説明がありましたので、私のほうからは簡単に質問させて頂きたいと考えております。まず平成9年度、20%米価下落のなかで北海道の大規模農家ほど実は大きなダメージを受けておりまして、都道府県では農家所得で0.1%の減収でありますけど、北海道の10ha以上の層では正に32.6%の総所得の下落を致しております。更に認定農業者においては農地保有合理化事業による高い農地の取得、また機械設備投資の支払いの義務があるわけでございます。このような現状下、米価また農地の下落は今後とも価格補填制度ができたとしても下落は予想されます。また、無理な負債整理のための農地の移動は新たな農家の経営破綻招くわけでございます。このような中で沼田町においても売れない優良農地、また不耕作地の発生が今後予想されます。今後、緑豊かな沼田の農地を守るために今から第3セクター等によるそれぞれ農地の買上、また貸付等について検討する必要があると考えているわけでございますけど、どのように考えておられますかお聞かせ願います。

○議長（吉尾政春議長） 町長。

○町長（篠田久雄町長） 執行方針で申し上げましたように、ひとつは米、米作だけではなくて特作振興についても助成をさせて頂こうということで、少しでも農業所得のこの安定化に向けて行政も努力させて頂く予定でおります。今の土地の関係でありますけども、これも先程から申し上げておりますようにやはりこの農業開発公社ですか、ここが受皿になってもらわなければならんだろう、改めて第3セクターを設置というのはちょっとまだ無理な点があるだろうと、そのように思っております。まだ農地法の規制もありますし、規制緩和されてもちょっとそれは財源的にはこの町内だけではとてもそれほですることではない、ですからそんなふうはまだ申し上げておりませんが公社とのつながり、ここをや

はり行政としても今後ともこれからのまだ付き合い方をしていかなきゃいかん、そんなふうに思っております。

○議長（吉尾政春議長） 13番。

○13番（室田議員） 一再 それぞれ農業予算見ましても、かなりこう前向きな対策は非常に多いわけでございますけど、当然今公社の関係、農地合理化事業の関係も10年の関係も出てきておりますし、今後緊急加速事業とも出てきてそれぞれ条件的にはかなり良くなってきているわけでございますけど、どちらにしても売れないときは公社で買うような形にはならないと思いますし、そういった中で館上げますとどうしてもこの第3セクターによる対応が必要だと思います。当然この対策についてはかなりのリスクがついてくるわけでございますけど、こうしないと今後の農地保有合理化事業、また認定農業者制度そのものが大きな影響を与えるのでないかと考えております。そういった中で、これ農水省から出ております資料なわけでございますけど、実際まだ国会通ったのかどうなのかまだ確認はしておりませんし、細かい項目についてもまだわからないわけでございますけど、実は国土保全特別対策事業が平成10年になるのか、11年になるのか、その条件についてもどうなのかというのはわかりませんが、この事業のなかを見ますと一定の条件を整えた第3セクターがそれぞれ後背地の関係、耕作まうき地の関係、またIターン、Uターンに対する住宅の取得整備、または都市交流施設等の整備ですね、これ等の関係につきましてそれぞれ地域総合整備事業債で75%、またその元利償還金の30から55%ですね、基金財政需要額のなかにも参入するという事業が出てきております。この事業の中身詳しく知らないわけでございますけど、もしかこういう事業に該当になれば沼田町としても第3セクターについての設立をする考えがあるのかどうか、お聞かせ願います。

○議長（吉尾政春議長） 町長。

○町長（篠田久雄町長） 今のご質問のなかにも総合整備債が該当するようなお話だったようにありますけども、私どもその情報が入っておりませんので何ともまだ答えようがないと思っております。

○議長（吉尾政春議長） 同じく室田議員の消防救急問題についてを質問してください。

○13番（室田議員） それでは消防救急体制につきましてご質問致します。昨年の3月に沼田町地域防災計画が年数経過のために変動事項修正を行ないまして災害対策の大幅な見直しが実施されました。それに伴いまして、当然消防の責務である火災の予防、警戒、鎮圧並びに人災、天災における救急救助等の有事速報体制の強化が求められております。現況は消防の職員13名、団員108名のなかでそれぞれ職員が変則3交替、24時間勤務体制をとっております。今後予定されております高規格救急車、これは高規格というのはそれぞれ救急救命士を乗せまして現場、または車中で病院とのホットラインを取りながら医師の指示を受けながら気道確保関係だとか、点滴、電気ショック等延命処置が出来るのが高規格

救急車でございますけど、これは導入が予定されておりますけど、その中で職員の資格の取得、勤務体制、職員定数をどう考えておられるのか第1点目お伺い致したいと思います。

第2点目は消防施設の近代化、大型化、職員、団員の当務、訓練等を考えると現庁舎は正に手狭でありまして、新庁舎の建設が必要と考えておりますけど、建設する考えがあるのだとすればいつ頃になる予定であるのか、お聞かせ願いたいと思います。

それと3番目の関係でございますけど、防災計画の見直しの中消防施設の近代化、団員定数の見直しに併せて行政指導の分団の統合、合併について正に考える時期にきてると思いますけど、この3点につきましてご質問致します。

○議長（吉尾政春議長） 町長。

○町長（篠田久雄町長） この10年度ですけれども、1名新規に職員を採用する予定になっておりますから、そんな事でこのあとは支署の職員の皆さんと相談してどういう配置にするか、そんな事を決めていきたいと思っております。

それから消防施設の近代化、大型化、現在の庁舎が手狭になっているということもわかっておりますので、平成10年と11年このあと皆さんに予算のなかでも議論をして頂くわけでありまして、この役場の東側にこの、今庁舎と隣接して建設を、健康福祉総合センターですか、これを建築しようと思っておりますからそのなかでこの中の改造を含めて消防のほうもこのある程度一部改築をしていきたい、そのように思っておりますので要望に答えられるのでは、そのように思っております。

それから消防団員の統合の話でありますけど、合併ですか、分団の合併ですか、これは非常に団員の皆さんにもご苦労頂いているというふうに感謝を申し上げます。そこで合併についてはこのそれぞれの分団の歴史があるわけで、私どもが、行政側が合併してこいというものでもない、それぞれの分団のなかで議論を踏まえてそういう伝統がある分団が統合でありますから、それはそれぞれの分団で、或いはまた団員のなかで検討して頂くことだろうと、そのように思っております。

○議長（吉尾政春議長） 13番。

○13番（室田議員） 一再ー それでは分団の合併の関係なんですけど、今第1分団が4部ですか、それと第2分団、第3分団があるわけでございますけど、かなり2分団、3分団の中でも実際統合、合併についての話はかなり出てきておりますし、やはり現在において歴史の問題ではなくてやはり防災計画に基づいた合併ということで、やはり町、行政主導型でやはり推進していくべきだと私が考えるわけでございます。この点についてどうお考えかお聞かせ願いたいのと、あと救急救命士が当然高規格救急車が導入されれば必要なわけでございますけど、これ等の資格取得をどのように考えておられるのか、また平成7年の3月の定例会の中で町長が「何れは15名体制にしたいんだ」という、職員に対して、そ

ういう発言もあったわけでございますけど、将来的にこの救急体制ができた場合に職員体制を最終的に何名にするのか、その辺お聞かせ願いたいと思います。

それと新築の予定がまるっきりないということで、あくまでも改築しか考えていないということで理解してよろしいのかどうなのか、その辺お聞かせ願います。

○議長（吉尾政春議長） 町長。

○町長（篠田久雄町長） 高規格救急車の導入に当たって、当然やっぱり3名体制ということになるでしょうから、この最終的に何名かちょっとまた私のところでは色々この職員のなかでも、と相談しながら決めて参りたいとこのように思っております。何れにしても、資格を一辺に取ってくるわけにもいかないし、交替交替で年次計画でやっぱり資格の取得をしなければいけません、そう思っておりますし、それから改築の関係で進めて参りたいと、このように思っております。行政が全く関係ないわけでありませんが、自ら団員のなかでこれは決めてもらうものだと、合併の問題については、そのように思っておりますので幹部の皆さんがまたそれぞれご検討頂く機会もあるだろうと、そう思っております。

○議長（吉尾政春議長） 同じく13番議員の福祉バス問題について。

○13番（室田議員） それでは3番目の福祉バスの運行についてご質問致します。それぞれ住民の福祉の増進を図ることを目的に昨年10月それぞれ住民の期待のなか福祉バスが導入、運行されたわけでございますけど、現行みますと特に今冬期間ということもあろうかと思いますけど利用がわずか3団体で出動が、出動というか8回ほどしか使われておりません。これ誠に残念なわけでございますけど、どこに問題があるのか今後運行要綱の見直し、また利用啓蒙活動の実施が必要と思われますけど、どのように考えているがお聞かせ願います

○議長（吉尾政春議長） 助役。

○助役（西田篤正助役） 現在までも利用につきましては議員さんの言われた通りの状況になっておりますけども、利用が今冬期間に入っておりますから年間の数の一番少ない時期であるというふうに思います。恐らく新年度になると相当またいろんな福祉団体の活動がありますので利用の申込みがくるかと思しますので、現状のなかで半年しか経ってませんのでそれがどうかという原因というのはちょっとなかなか難しい、そんな状況にあります。現在は購入するときに色々制限等もご説明申し上げましたので現在の運行体系を変更するということは考えておりません。

○議長（吉尾政春議長） 13番。

○13番（室田議員） 一再— それではこの要綱の中でちょっと質問したいわけでございますけど、関係法令で定める老人、身障、母子、父子等の福祉団体というのはどういう実際具体的な名称の名前なのかお聞かせ願いたいのと、もう1点また公民館活動、またスポーツサークル等で老人等、また父子、

母子等の関係が利用する場合は利用できるのかどうか、この辺も併せてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（吉尾政春議長） 助役。

○助役（西田篤正助役） 申し上げましたように町が主催する事業のそういう運行については無料で、できるだけ現在の建設課の業務の運転の体制の中で進めたいというのはお話し申し上げました、それ以外の福祉団体等については本来ですと無料で運転手の手当もしなきゃならないんだと思いますけども、そういうその状況になりますとなかなか件数がかなりの件数に恐らくなると思いますので、それを全て町費でみるということは難しいと思います。従って燃料費と運転の実費はみてもらいます、そういう考え方で従来も話をしているかと思います。

それから関係法令といいますと、これも前回の議会でもご説明申し上げましたようにそれぞれその法令に従った福祉団体というのは限られておりますから、これ等の枠を越えて例えば小中学校の子供たちが利用する場合には一応そういうボランティア活動している団体だという解釈をしながら、広く町民も皆さんに利用して頂くようなことで進めていきたい、しかしながらさっき申し上げましたようにそれ等の経費については実費として頂きますというのが原則で考えていきたいというふうに思います。

○議長（吉尾政春議長） 次に15番山田議員、住宅問題についてを質問してください。

○15番（山田議員） はい、15番山田です。午前中に町長さんのほうから執行方針に示されておりました「ふる里定住促進事業」、G&S沼田21プラン作成ということで住宅問題に触れておりました。この件につきましては現在沼田に職場を持っている方々の住宅ということで踏まえて考えているところでございますけれども、私のほうの提案したいことは過疎対策の一貫としての住宅ということでご質問したいというふうに思っております。私達、建設常任委員会で12月定例議会で報告致しましたように阿寒町でこういうふうにして住宅問題を解決して、過疎対策として人口を増やしているんだということとで発表させて頂いた分がございまして。これはここにお集まりの方々全員がその事に関して目を通してございますので私からくどくどと申すまでもないと思うのですけれども、沼田町が5千の人口が割って4千台に突入し、今後過疎にまだまだ拍車がかかっていくのではないかとということで~~~~~しているところでございます。そういうことで沼田町に住んでいる方、沼田町に来てよかったというような考え方でひとつ考えて頂きたいということでございますが、阿寒町ではいろいろとそこで済む人の特典ということで卒業してそこに住んでいる人には何十万だとか、それからUターンしてきた人には何十万だとか、新築した人には50万だとかという特典を与えて、できるだけそこに住むような条件で施策を講じているところだろうとこう思っております。それで私達は、建設常任委員会と致しましてはひとつちょっと変わった方式でということで視察していたときにはこの問題が出てこなかったんですけれども、先日の栗沢

町におきましてパンフレット等で「自然と触れ合う農村体験公園」というような問題が出ておりました。これに対しまして12月に公募して 200件なり 300件の問い合わせがあるんだということで定住型農園と、それから日帰り型農園というように先日そのパンフレットを見させて頂いたんですけど、私達9月の阿寒に行くときには「こういう型に似たようなことをひとつ勉強しよう」ということで、阿寒のほうへ行って勉強させて頂いて、それで中身について検討して緑町の今の公営住宅を壊した跡地を菜園というんですか、そういうその花を作ったり多少の畑を作ったりということで、沼田町に帰ってきて土と馴染みたいという人方の問い合わせがあるんだという話を聞きまして、そういうことの対策としてひとつそれに取り組んだらどうだろうということで阿寒のほうへ行って勉強させて頂いた、そういう経緯がございまして何かの片一方のほうで栗沢のほうで先に越されたような気もするんですけども一生懸命計画を立ててということでやってきたんですけども、ひとつ緑町のそういう住宅とそれから畑とが近い部分であるということがまた魅力かと、それから沼田も7年度から順次住宅が新築され、新しい住宅がたくさん出来ている、それからまた鉄道用地のほうにも新しい住宅も建てていくことで住宅がたくさんできるんですけども、やはりこの農園付きの住宅もそれからコテージというんですか、そういうようなこうシステムのちょっと変わったやっぱり普通の住宅でないシステムの住宅も建てて、そして沼田町をPRし、夏場だけでもこう沼田町に住んで頂けるといようなシステムになってはどうかということで町長のお考えをお聞きしたいと考えております。

それから続きまして口の身体者障害の件なんですけれども、大変素晴らしい住宅が建てられているんですけども、私達目から見てどうも身障者、車椅子の方々が利用するにはちょっと不便な住宅かというふうな見方をしているところなんですけれども、やはり一戸建てで平屋でこう段差のない住宅がやっぱり一番理想なのかなと思うんですけども、もしそれが叶わないとすれば2階建て、3階建てであっても身障者は下の段差のないこの住宅の設計をするんだというふうな身障者に対しての配慮をひとつ考えて頂ければというふうに思っております。そういうことで町長さんのご意見をお伺いしたいと、このように思っております。

○議長（吉尾政春議長） 町長。

○町長（篠田久雄町長） 私も議員さんと同じように、私は一度「住宅対策を遅れておりました」と、「急いでひとつやります」ということで公営住宅、道営住宅もそれぞれ改築を今進めているところで、大分出来てきたところでありまして、ただ一番いいのは来てもらってそこに建ててもらい、建てた場合に幾らか助成させてもらうというやり方もありますから、取りあえずはこういう今の古いところではもう時代的に合わなくなったということで改築させてもらっているんですが、そういったことはやっぱり今後の課題であろうと、そういうふうに思っております。



それからこの野菜農園ですか、これはおっしゃられるように当然あそこ壊しますから、あその場所がそう出来るのではないかと、そういうふうに思っておりますからそのときまた色々検討していきたいと、このように思っております。

それから身障者の関係でありますけども、この現在進めております緑町の公営住宅の建て替え工事4棟66戸には1階部分にお年寄り、或いはまたこの身障者が入れるようなそういう方式にしていきたいとそのように思っておりますので、現在取り進めていくのにはそのように取り組んで参りますのでご理解を賜りたいと思っております。

○議長（吉尾政春議長） 15番。

○15番（山田議員） 一再 只今町長のほうから検討するという話なんですけれども、農園の方はそう莫大なお金がかかるものではないような気がするものですから、出来るのであれば早急に農園の方も整備をされまして他方の方でもうどんどんそういうシステムでしているということが公表されていきますと、何か2番宣言、3番宣言になっていくんじゃないかというふうな気がするものですから、早急にしてほしいというふうに思っておりますし、それからこの問題はこれも阿寒町で最近の新聞に出ていたのですけれども、2世代農業の方々の若いほうの世代の方が農家のほうに住まないで、農業のほうに住まないで公営住宅に住んで通い作をするというようなその新聞が出ていた記憶があるんですけれども、沼田町の場合でも道営住宅、それから公営住宅はそういうふうなことで賃貸するものなのか、それとも勤務している人でなければ駄目なのか、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（吉尾政春議長） 町長。

○町長（篠田久雄町長） 農園の関係は検討するというのは、如何にそのどういうふうになれば面積とか何かの間取りもありますし、それは前向きに取り組んでいきたいという、そういうことの検討でありますから、それから農家の方が入って駄目だというでなくて、現在も結婚してしばらくは同居ということでそれぞれ何戸か入っております、沼田も。決して農家だから入って駄目という、そんなふうにしておりませんのでご理解を賜りたいと思っておりますし、それから先にご質問されましたコテージの話ですか、これはやはり夏場だけいらっしゃるというのはなかなか町の側からいっていいのかどうか、もう少しまだ幌新地域も含めて今検討しようというふうに思っております。

○議長（吉尾政春議長） いいですか。

○15番（山田議員） 今のでもいいです。

○議長（吉尾政春議長） 次、交付金問題について。

○15番（山田議員） 続きまして交付金の問題で質問させて頂きたいと思います。何かこう漠然として交付金と書いて申し訳ないと思うしております。もっと明細に質問する内容を書けば良かったんで

すけれども、私のほうちょっとあれしたものですから、これ交付金各種団体に補助金というんですか、沼田町における70なんぼ、80近くある団体に補助金を交付している問題なんですけれども、たまたま私食品衛生協会の会長をさせて頂いて、先日課長のほうから電話を頂いてその一例としてちょっとお話をさせて頂いてちょっと考えて頂きたいと思っているんですけれども、食品協会は説明すると長くなりますけれども、やはり地域住民の健康管理維持ということが前提でございまして、皆様方も十二分にご承知のとおり昭和54年12月におきまして沼田町が赤痢という大事故がございまして、大変私達の食品協会、業者に致しましても大打撃を受け、年末から年始にかけて営業を休んで、そして赤痢の蔓延というんですか、広がらないことに対しての協力をさせて頂いたところでございます。そういうことで地道な普段活動をしておりますので一般の方々が食品協会というのはどんなものなのか、ほとんど分からないでいる、分からないでいることが悪いことなんだろうと、こう思うんです。そういう事故が、食中毒だとかそういうO-157とか、ああいう病気がどんどん流行っていったら、私達の協会がテンテコマイするよりは一切そういうことのないほうが一番望ましいことだろうと、こう思っているんですけれども、やはりそれでは業者というんですか、協会の会員さんが日夜一生懸命その勉強したり、知識を蓄積したりというそういうその活動の中身でやはりこの協会が必要なんだということは一般の消費者というんですか、一般地域住民にもやっぱり知ってもらいたいということで皆様方もご承知のようにテレビ等々で「食品協会はこうあるべきです」と、こうしていますと、こういう活動をしていますということで莫大なお金を使ってPRしているところもございます。これはお道のほうからの援助もあってああいうふうなPR活動も出来るんだらうとこう思っております。そういうことで先日食品協会のほうに例年5万円の補助金を交付していたのが、今年3万円にさせて頂きたいんだというお電話がございましたので、私のほうはそれが「はい」と言って返事するものなのか、「いや、それじゃ困るんだ」と言うことで返事するのかということよりも、まずどういうものだということでやはり膝を付け合わせてお話を互いにしながらこの会が必要なのか、必要でないのか、役場の、行政のほうがそういう団体が必要でないというのであれば私達ももう今後そういう活動が停止していくことが普通なのかと、こう思っております。だけでも私達の業者としてやはり80軒、食品を扱っている業者はやはり町民の健康維持を一番最初に考えて活動しているものですから、これもすぐ急に辞めるというわけにもいかないということで困ったことだろうとこう思っております。そういうことでやはりそういう補助金の減額をする場合は、やはりその団体のこう意志もちょっと尊重して頂いてお話し合いのもとでそういうふうにご決定をいただければと、こういうふうには思っていますけれども町長さんのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（吉尾政春議長） 助役。

○助役（西田篤正助役） 今のご質問の補助金、或いは交付金の関係ですが、ご承知のように行財

政審議会の答申を受けまして町としては行政改革本部を発足させて検討したわけですが、現在交付している団体は68団体で53,900千円というのが数字に出ておりますけども、こういう行政改革のなかでやはりこれ等のものについて適正な執行をなさいという行財政審議会の指摘、答申を受けまして、申し上げましたような検討をしてきたのですが、これ行政改革本部のなかに幹事会というのを設けましてこれは係長、それから課長補佐の段階の審議会、検討委員会ですけども、この幹事会でそれぞれ部会を設けましてそれぞれの決算書、予算書を各団体から出ているものを拝見させて頂いたり、或いは各担当の課でその団体に対する考え方がどうなのかという評点を加えまして、その結果4段階に分かれてA、B、C、Dの中でDランクにされたものについては前面廃止をしますということで決定をさせて頂きました。これは課長の方からそういう説明があったということですけども、私どもとしては行政改革本部のそういう経過を十分説明し、各団体に理解を求めてくださいということでそれぞれ各課に指示をしておりますので、十分その納得いく説明がまたなされるだろうというふうに思っております。その中で具体的に名前の出ました食品衛生協会については何故交付金を減額したのかといいますと、これは悪い面ではなくてそのランクのなかにこういう表現があります、「自主的な活動が顕著であり、補助金等は必要がなくなってきた団体だというふうに考えられる」、これはお活動を十分自分たちでもうやれるまでに育ってますから町の補助金は今回はいくらか減額をさせていただきますということですから、活動の内容を否定しているわけでないということをまずご理解して頂きたいということと、素晴らしい活動をしているので自分たちの財源で十分今後も続けてくださいと、そういう意志だということをご理解を頂きたいというふうに思います。従いまして、行財政本部のほうではそれ等の考え方の中で10年でいきなりやるということは非常にその団体に対する影響も大きいだろうということで、本来ですと今の食品衛生協会も課長から説明あったと思いますけどもDランクだったんですけども、それをCに上げてまして若干の余裕を見ましょうということで減額でとどめたという、そういう経過があります。その中で平成11年からは極めてその異例なものについては対象外としますが、各補助金の交付している団体については一律5%のカットをしますということでこれ等についても、各団体についての周知をさせて頂きたい、これは時代の流れといいますか、町の財政も非常に厳しくなっておりますので、そういう意味では町、行政自体もそういう行政改革を進めておりますからその一貫としてご理解を頂きたいというふうに思います。

○議長（吉尾政春議長） 15番。

○15番（山田議員） 一再 はい。私、今ちょっと去年の平成9年度の沼田支部の決算書を持参してなかったんですけども、先程の町長の方針のなかで「活力ある地域づくりを推進する」と、個性のある地域事業に云々、それから各団体、各グループに支援しますとうたっているからそういうことにな

ろうかと思えますし、それから今の助役さんの答弁では何か行政のほうから援助はいらないと、自主的にやっていきますというような、どこかの文書で表現されているというそういう言い方なんだろうところ思っていますけれども、それは財源を自主的にすると言っているのではなくて、自分たちのその食品衛生というものは自分たちで一番やっぱり自主的に管理をしなければならんと、自主管理体制ということであって、財源が自主的にやりますということはうたっていないと思うんです。その辺のこの自主的というそのものをどこかに引っつけていってこう考えてもらってもちょっと困るというふうに思っているんですけれども、やはりこれからの保健行政というのは地方の時代で空知も3つの保健所に統合されるということで、ますます民間のそういう団体におぶさってくるその活動というのは大なるものがたくさんあるんだろうとこういうふうに思っていますし、やっぱり私達も一生懸命そういう事故のないように町民がそういう事故に合わないようには私達も一生懸命日夜努力しているんですから、その辺をこう間違った解釈でカットするというのもおかしい話だし、やはりそこまでやっぱり行政改革とかそういう審議会があるのであれば「そういうところにあるんです」と、「諮ります」ということで一言でもこう何か相談があって然るべきなので、私は一回もその話は聞いていないので電話で「こういうふうになりました」と、助役もこういうふうに認めたのだからそういうふうにして来年度の予算を作っていくなさいというようなその言い方ではやっぱり納得できないと思うんです。その点をもう一回ご返答願いたいと思います。

○議長（吉尾政春議長） 助役。

○助役（西田篤正助役） まず一番最後のあれですけども、助役がやったということはないということだけご理解を頂きたいと、これは行政改革本部というその役場のなかにひとつの組織を設けまして、言いましたように各係長、課長補佐の段階の幹事会の意見、それから各課課長のそれに対する意見を求めて行政改革本部の本部会のなかでそれを決定させて頂いたということですから、それをまずお間違えないようにご理解頂きたいと思います。

それとあと先程申し上げました、その自主的な活動が顕著だというのは、これはちょっと説明不足でしたけども私ども行政改革本部としてA、B、C、Dのランクをお付けするときにここのDランクのなかに表現している言葉です、ということをご理解頂きたいと思います。その言葉に該当するもの、或いはここには何点かあるんですけども、例えば活動が停滞していて今後とも改善が見込まれないような団体についてはこうDランクですと、こういうなんぼかのその表現を設けましてDというのはこういうなかで入れましょう、検討していきますという考え方でやらせて頂いております。従いまして、補助金のその各団体の決算書、或いはそういう内容等について十分検討させて頂いたということだけのご理解頂いたと思えますし、仮に予算の中に計上している団体の補助金につきましても今後交付するときには年

度の計画書、或いは予算書が出てまいりますので、その段階で予算に計上したからそのまま交付することは有り得ないということをきちっと各課長に伝達をしてありますので、それは私の意見でなくて行政改革本部の意見です。そういうことで決めてあります。従って、そういう方向でいきますと必ずしも現行の取り組みがそのままもらえるということにはなりませんし、例えば活動の内容の見方が違っていた場合についてはその補助金についての増額もあり得るということだけのご理解頂きたいと思います。それ程柔軟に対応していこうということでやってはおりますけれども、現段階ではそういう基準のなかで予算の編成をさせて頂いていたということをご理解頂きたいと思います。

○議長（吉尾政春議長） 15番。

○15番（山田議員） 一再々ー 今の答弁ですと寧ろ今の時代に逆行していくような気がするんです。やはりそういう団体のやっぱり育成ということが志願であって、今までそれは何もしていないという表現になるのかと、Cランクですということはあんたら何もしてなかったみたいなの、こう恰好でそういうふうな表現、全然していなかったらDで、あまりしていないからCでというふうなことになるってそういうカットもするんですということなんだろうと思うんですけども、私の方はやっぱり年々もっともっと活動したいからこういうふうにしてください、ああいうふうにしてくださいというふうのように言いたい部分もあるし、それから皆さまも知っているように会員さんの減少ということで大変その会の運営することが、やはり皆さん一人一人の負担金が多くなっていくということもやっぱり切実な問題で、それにおいて行政のほうもそこから少しずつ撤退していきますと、こうなりますとその協会そのものの運営に大変支障があると思いますので、今後私達もその活動の方針として転換していかなきゃならないのかとこういうふうに思っております。そういうことで答弁はいいと思いますけれども、私達の自主努力もまたひとつやっていかなきゃならないのかと思っております。

○2番（橋場議員） 町長、今の助役の発言で、ちょっと町長の執行権の上に行革本部があるようなそういう答弁だったので、ちょっとはっきりさせてほしいんですが。いいですか、ちょっと聞いて、質問したいんですけど。

○議長（吉尾政春議長） 休憩します。

16時56分

---

○議長（吉尾政春議長） 再開を致します。

16時58分

○議長（吉尾政春議長） 以上で本日の日程を終了します。本日はこれで散会致します。ご苦労さまでした。

16時58分

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員